

## 目 次

第1章	計画策定に関する基本事項	
1	計画策定の目的	2
2	計画の位置付け	2
3	計画期間	3
4	重層的な住宅セーフティネット制度の基本的な考え方	4
	(1) 供給・管理主体別の特徴	
	(2) 供給・管理主体別の施策対象（収入分位別）	
	(3) 供給・管理主体別の施策対象（属性別）	
	(4) 施策展開の方向性	
第2章	住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の目標	
1	住宅確保要配慮者の範囲	6
	(1) 住宅セーフティネット法で定める住宅確保要配慮者	
	(2) 国土交通省令で定める住宅確保要配慮者	
	(3) 賃貸住宅供給促進計画で定める者	
2	賃貸住宅の供給の目標	7
	(1) 公営住宅の供給の目標	
	(2) 登録住宅の供給の目標	
	(3) 住宅確保要配慮者に対する入居拒否感の低減	
第3章	住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給のために必要な施策	
1	住宅確保要配慮者に対する公的賃貸住宅の供給の促進	8
	(1) 公営住宅の供給の促進に関する事項	
	(2) 公営住宅以外の公的賃貸住宅の供給の促進に関する事項	
2	住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進	10
	(1) 居住支援に関する事項	
	(2) 登録住宅・登録事業者に関する事項	
	(3) 住宅扶助の代理納付に関する事項	
	(4) 登録基準に関する事項	
3	住宅確保要配慮者が入居する賃貸住宅の管理の適正化	12
	(1) 賃貸住宅や登録住宅の管理の適正化のために講ずる施策に関する事項	
	(2) 賃貸人の啓発のために講ずる施策に関する事項	
第4章	資料編	
1	SDGsとの関連	13
2	神奈川県内における住宅確保要配慮者の世帯と居住の状況について	14
3	神奈川県内の住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給状況について	27
4	「かながわあんしん賃貸住宅登録制度」の状況について	29